

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 条 例
○ 福島県条例の一部を改正する条例
- 規 則
○ 福島県条例施行規則の一部を改正する規則
- 地方自治法施行令第百五十八条の二第一項に規定する基準を定める規則を廃止する規則

四 三 一

条 例

福島県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第五十九号

福島県条例の一部を改正する条例

第一条 福島県条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の二十二の二中「事業所統計」を「経済構造統計（施行規則第 条第 項に規定するものに限る。）」に改める。

第三十九条の二十三の三の次に次の一条を加える。

（特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用）

第三十九条の二十三の四 消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者が国内において行う同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供（同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。）が同法第十五条の二第一項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価につ

いて同項に規定する特定プラットフォーム事業者（以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。）を介して收受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。

第三十九条の三十四中「事業所統計」を「経済構造統計（施行規則第 条第 項に規定するものに限る。）」に改める。

附則第四条の六の次に次の一条を加える。

（令和六年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第四条の七 所得割の納税義務者の選択により、令和六年能登半島地震災害（令和六年一月一日に発生した令和六年能登半島地震による災害をいう。以下この項において同じ。）により法第三十四条第一項第一号に規定する資産について受けた損失の金額（令和六年能登半島地震災害に関連するやむを得ない支出で施行令附則第四条の五に規定するもの（以下この項において「災害関連支出」という。）の金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（災害関連支出がある場合には、次項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項において「損失対象金額」という。）について、令和五年において生じた同号に規定する損失の金額として、法第三十二条第九項（法第三十三条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び法第三十四条第一項の規定を適用することができる。この場合において、これらの規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和七年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税に関する規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、令和六年度分の第三十一条の三第一項又は第二項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された同条第四項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第五条の七の次に次の二条を加える。

（令和六年度分の個人の県民税の特例控除額）

第五条の八 令和六年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五十万円以下である所得割の納税義務者（以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第二十六条から第二十七条の二まで、附則第三条の二第二項、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第二項、附則第五条の五及び附則第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の令和六年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額と

の合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超える場合には、一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額が一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第二十六条から第二十七条の二まで、附則第三条の二第二項、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五及び附則第七条の二第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三十四条の三、法第三十四条の六から第三十四条の九まで、法附則第三条の三第五項、法附則第五条第三項、法附則第五条の四の二第五項、法附則第五条の五第二項及び法附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3 前二項の規定の適用がある場合における第二十六条の三第四項及び附則第五条の五の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額（附則第五条の八第一項及び第二項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」とする。

（令和七年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第五条の九 令和七年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第二十六条から第二十七条の二まで、附則第三条の二第二項、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五及び附則第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の令和七年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円を超える場合には、一万円に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額が一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第二十六条から第二十七条の二まで、附則第三条の二第二項、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第一項、附則第五条の五及び附則第七条の二第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三十四条の三、法第三十四条の六から第三十四条の九まで、法附則第三条の三第五項、法附則第五条第三項、法附則第五条の四の二第五項、法附則第五条の五第二項及び法附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

附則第八条第四項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「第四十二条の十二の五第三項第二号」を「第四十二条の十二の五第五項第一号」に、「第四十二条の十二の五第三項第四号」を「第四十二条の十二の五第五項第四号」に、「又は」を「若しくは」に、「には、同条第三項第三号」を「又は当該事業年度終了の時に、同条第五項第三号」に、「第四十二条の十二の五第三項第六号」を「第四十二条の十二の五第五項第六号」に改め、同条第九項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第十項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

13 電気供給業を行う法人が広域的運営推進機関に対して電気事業法第二十八条の四第十項第五号に掲げる業務に係る対価を支払い、かつ、広域的運営推進機関が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人に対して当該対価に相当する金額を原資として電気の供給能力の確保に係る対価を支払う場合における当該業務に係る対価の支払をする法人の第三十九条の四第四号の各事業年度の収入金額は、令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から施行令第 条第 項に規定する金額を控除した金額による。

附則第八条の九第一項中「第六条の十七第二項」を「第六条の十八第一項」に、「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「第六条の十七第二項」を「第六条の十八第二項」に改める。

附則第九条第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とする。

附則第九条の二第一項並びに第九条の五第一項及び第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。
附則第十条の二の九第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、

同条第四項から第六項までの規定中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十三条及び第十三条の二中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第二条 福島県税条例の一部を次のように改正する。

附則第七条の六の二の次に次の一条を加える。

(事業税の納税義務者等の特例)

第七條の六の三 第三十九条第一項の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号イ中「一億円以下のも」とあるのは「一億円以下のも(前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令第 条 項で定める金額をいう。)が十億円を超えるものを除く。）」とする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(附則第四条の六の次に一条を加える改正規定に限る。)の規定 公布の日

二 第二条及び附則第三条の規定 令和七年四月一日

2 前項第一号に掲げる規定による改正後の福島県税条例附則第四条の七の規定は、令和六年二月二十一日から適用する。

(事業税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の福島県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の福島県税条例(次項において「七年新条例」という。)附則第七条の六の三の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「七年施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、七年施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 七年施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「最初事業年度」という。)の事業税(地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第 号)の公布の日(以下この項において「公布日」という。))を含む事業年度の前事業年度の事業税について第二条の規定による改正前の福島県税条例第三十九条第一項第一号アに掲げる法人に該当したものであつて、公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号イに掲げる法人に該当し

たもの行う事業に対する事業税を除く。)に係る七年新条例附則第七条の六の三第一項の規定の適用については、同項中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第 号)の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から福島県税条例の一部を改正する条例附則第三条第二項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

(地方消費税に関する経過措置)

第四条 新条例第三十九条の二十三の四の規定は、令和七年四月一日以後に国内(地方税法の施行地をいう。以下この条において同じ。)において行われる電気通信利用業務の提供(新条例第三十九条の二十三の四に規定する電気通信利用業務の提供をいう。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に国内において行われた電気通信利用業務の提供については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第五条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(税 務 課)

規 則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則及び地方自治法施行令第五百五十八条の二第一項に規定する基準を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

令和六年三月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十三号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
	(徴収金の納付若しくは納入又は払込み) 第十三条 (略)	(徴収金の納付若しくは納入又は払込み) 第十三条 (略)
4	徴収金は、県の指定金融機関等の	徴収金は、県の指定金融機関等の

ほか、地方自治法第二百四十三条の二第二項の規定により県が県税の収納の事務を委託した者（以下「指定公金事務取扱者」という。）に納付又は納入することができる。

5 指定公金事務取扱者は、徴収金の納付又は納入を受けたときは、収納した徴収金を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて、県の指定金融機関に払い込まなければならない。

6 (略)

ほか、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第二項の規定により県が県税の収納の事務を委託した者（以下「県税収納事務受託者」という。）に納付又は納入することができる。

5 県税収納事務受託者は、徴収金の納付又は納入を受けたときは、収納した徴収金を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて、県の指定金融機関に払い込まなければならない。

6 (略)

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により県が徴収金の収納の事務を行わせている者（地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第二項の指定を受けた者を除く。）に徴収金を納付又は納入することができる。
- 3 前項の規定により徴収金の納付又は納入を受けた者は、当該納付又は納入を受けたときは、収納した徴収金を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて、県の指定金融機関に払い込まなければならない。

(税 務 課)

福島県規則第五十四号

地方自治法施行令第百五十八条の二第二項に規定する基準を定める規則を廃止する規則

地方自治法施行令第百五十八条の二第二項に規定する基準を定める規則（平成二十年福島県規則第二十九号）は、廃止する。

附 則

- 1 (施行期日) この規則は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第

一項の規定により知事がなお従前の例により従前の公金事務を行わせる者については、この規則による廃止前の地方自治法施行令第百五十八条の二第二項に規定する基準を定める規則本則の規定は、なおその効力を有する。

(税 務 課)